

# 石狩市デジタルポイントラリー企画運営業務委託 仕様書

## 1. 業務委託名称

石狩市デジタルポイントラリー企画運営業務委託

## 2. 業務の目的

市内の観光名所や飲食店等の情報を掲載した石狩市オリジナルの「観光デジタルマップ」を用いて、市内の観光施設や飲食店、小売店等を回遊させるデジタルポイントラリーを実施することで、市内の周遊促進や消費拡大等を図る。

## 3. 委託期間

契約締結日 から 令和6年12月27日（金）までとする。

## 4. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打合わせは、原則、石狩市役所で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 5. 基本条件及び業務内容

### (1) デジタルポイントラリー

デジタルマップは、プラチナマップを基盤としており、本基盤を活用したデジタルポイントラリー（プラチナラリー）を実施すること。

※プラチナマップ及びプラチナラリーは、ボールドライト株式会社の登録商標  
プラチナマップ：<https://platinumaps.jp/>  
プラチナラリー：<https://stamprally.digital/>

#### ①必要な機能・条件

別表1を参照すること。

#### ②業務内容

- ・ポイントラリーの企画・運営（ラリーポイントとなる施設との調整、応募者情報の管理、当選者の選定や景品の選定・発送等を含む。）をすること。
- ・参加者を北部地区（厚田区・浜益区）に誘客するとともに、同一スポットを含め、本市に複数回訪れる（再訪性を高める）ための工夫を盛り込むこと。
- ・ポイントラリーに係るチラシ及びポスターを制作（デザイン、レイアウト、校正、データ加工や印刷等）すること。なお、チラシ及びポスターの規格は別表2を参照すること。
- ・ポイントラリーに係る特設ページを制作（デザイン・コーディング等）すること。特設ページは、既存のデジタルマップに係る特設ページ内に組み込むこと。なお、特設ページに係る規格は別表3を参照すること。
- ・その他、本市の観光PRや市内の周遊促進に資する付加的な取組があれば追加すること。

別表 1 必要な機能・条件

	区分	機能・条件	仕様
ポイントラリー	基本事項	期間・回数	6～9月の1回を基本とする。 ただし、より効果的な取組となるよう異なる期間・回数を提案することも可とする。
		使用環境	ウェブブラウザ
		ポイント取得方法	スマートフォン等の QR コード読み取り機能や GPS 機能等によりポイントを集める仕様とすること。 なお、同一スポットにおいても、1日ごとにポイントを取得できる形式とすること。
		ラリーポイント	市内 30 箇所以上のラリーポイントを設定すること。 なお、デジタルマップに登録されていない施設をラリーポイントとする場合には、当該施設と調整の上、デジタルマップにおけるスポット登録を併せて行うこと。 ※ 最終的なラリーポイントは、市と協議した上で決定すること。
		テーマ設定	参加意欲を高揚させるテーマを設定すること。
	データ管理等	お知らせ機能	デジタルマップ又は特設ページの画面上に、運営からのお知らせを表示できる仕様とすること。(イベントの告知、抽選締切の案内、イベントの中止・延期等を想定)
		アンケート	本事業の効果検証等に使用するため、ポイントラリー参加時又は抽選応募時にアンケート調査を組み込むこと。
		データのダウンロード	ポイントラリーに関する利用データをダウンロードできる仕様とすること。
		データ保証	ポイント取得情報が消えないよう、SMS 認証を設定すること。
	景品	景品提供方式	参加者の達成した条件に応じて、抽選に応募できる仕様とすること。
		景品の種類	原則として生産(主要な原材料を含む)、製造、加工又はサービス提供のうち1つ以上を石狩市内で行っている地場の特産物等とすること。
		景品の個数・金額	参加者の達成した条件に応じて、2,000円×30名、5,000円×30名に提供することを基本とする。なお、より効果的な取組となるよう金額・個数を提案することも可とする。

別表2 チラシ及びポスターの規格

	区 分	規 格	備 考
チラシ	サイズ	A4	写真は市が保有するものを提供する。その他、必要に応じて受託者が保有、撮影又は入手した写真を使用すること。 なお、写真の入手に伴う交渉や権利処理（支払いを含む。）などの必要な業務を全て行うこと。 ※市が保有する写真は、観光パンフレット及びホームページ等を確認すること。
	刷 色	表面 4C/裏面 4C（両面カラー）	
	用 紙	マットコート紙 90kg	
	部 数	10,000 枚	
ポスター	サイズ	B2	
	刷 色	表面 4C/裏面 0C（片面カラー）	
	用 紙	マットコート紙 135kg	
	部 数	100 枚	

※いずれも提案により変更することを可とする。

別表3 特設ページの規格

	区 分	内 容	備 考	
基本条件	構築場所	（一社）石狩観光協会のサーバー内にある※デジタルマップに係る特設ページ内に構築すること。	※デジタルマップに係る特設ページ <a href="https://map.ishikari-kankou.net/">https://map.ishikari-kankou.net/</a>	
	言 語	日本語		
	規 格	パソコン及びスマートフォンのレスポンシブデザインとすること		
	デザイン	既存の特設ページと統一感を持たせること		
	掲載内容	ポイントラリーの概要		
		ポイントラリー及び抽選の参加方法		
		景品の情報		
		ラリーポイントの情報		
よくある質問				
お問合せフォーム				
その他本事業の目的達成のために必要であると認める事項				

## (2) 広報・広告

ポイントラリーに関する広報・広告を行うこと。

## 6. 成果品

下記のとおり成果品を市役所に納品すること。

### (1) 実施報告書 2部

事業が完了した際に、参加者数や取組内容、アンケート結果などを記載した実施報告書を提出すること。

### (2) 成果物

ポイントラリーの実施前に、チラシ及びポスターを納品すること。

- ・チラシ 10,000枚
- ・ポスター 100枚

また、印刷データをPDF形式で納品すること。

## 7. 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護法を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品に加え、受託者が撮影・作成し成果品に使用した写真やイラスト等の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、本市の許可無くほかに公表、貸与、使用、複写及び漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) デジタルマップの基本使用料は、委託者にて負担している。その他のポイントラリー等の実施に係るデジタルマップのオプション経費は本業務内の経費で受託者が負担すること。